

知的障害者生活寮・在宅障害者(児)緊急一時保護事業について

知的障害者生活寮(以下、「生活寮」という。)及び在宅障害者(児)緊急一時保護事業(以下、「緊急一時保護事業」という。)については、平成30年第4回定例会において提案した「中野区知的障害者生活寮条例を廃止する条例」の審議結果を受け、2019年度は次のとおり実施する。

1 2019年度の実施内容

(1) 実施方針

現在のところ指定管理者による運営の見込みが立たないため、生活寮は事業委託により運営し、緊急一時保護事業は実施事業者の選定を行う。

①生活寮

生活寮の長期利用者が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、2019年4月1日から事業委託により支援を行う。

②緊急一時保護事業

運営する事業者が不在のため、企画提案公募型事業者選定実施要領に基づき、やまと荘、やよい荘の受託事業者を選定する。

2019年4月以降に公募による選定を行い、事業者が決定した場合、事業の開始時期は準備業務終了後、10月1日以降になる予定である。

なお、事業者が決定するまでの間は、事業を休止することとする。

(2) 生活寮及び障害者福祉作業施設の管理

2019年4月以降のやまと荘、やよい荘及び障害者福祉作業施設の管理業務(施設の維持補修、保守点検業務委託事務等)については、区が実施する。

2 今後の主なスケジュール(予定)

2019年1月	緊急一時保護事業利用者等への周知及びホームページへの掲載
2月	区報(2月5日号)掲載
4月	生活寮長期利用者支援の実施
4月以降	緊急一時保護事業事業者公募、選定
10月	緊急一時保護事業開始